

令和5年12月25日

公益財団法人 建築技術教育普及センター

令和5年一級建築士試験「設計製図の試験」 標準解答例の公表について

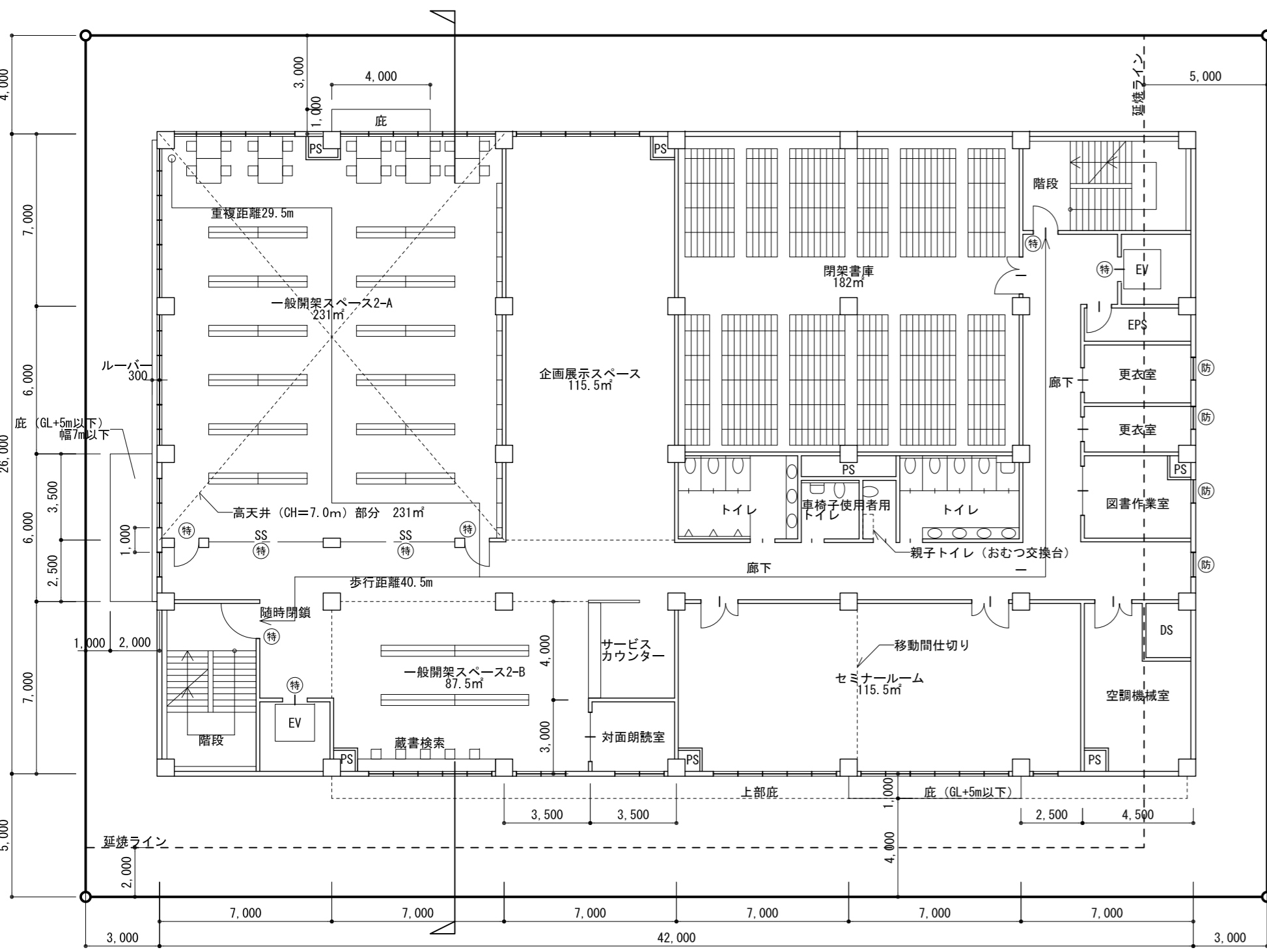
令和5年10月8日(日)に実施された標記試験の標準解答例（合格水準の標準的な解答例をいう。）を下記のとおり公表します。

一級建築士試験は、建築士法第13条及び第15条の2の規定に基づいて、国土交通大臣の指定試験機関である当センター（理事長 井上 勝徳）が実施しています。

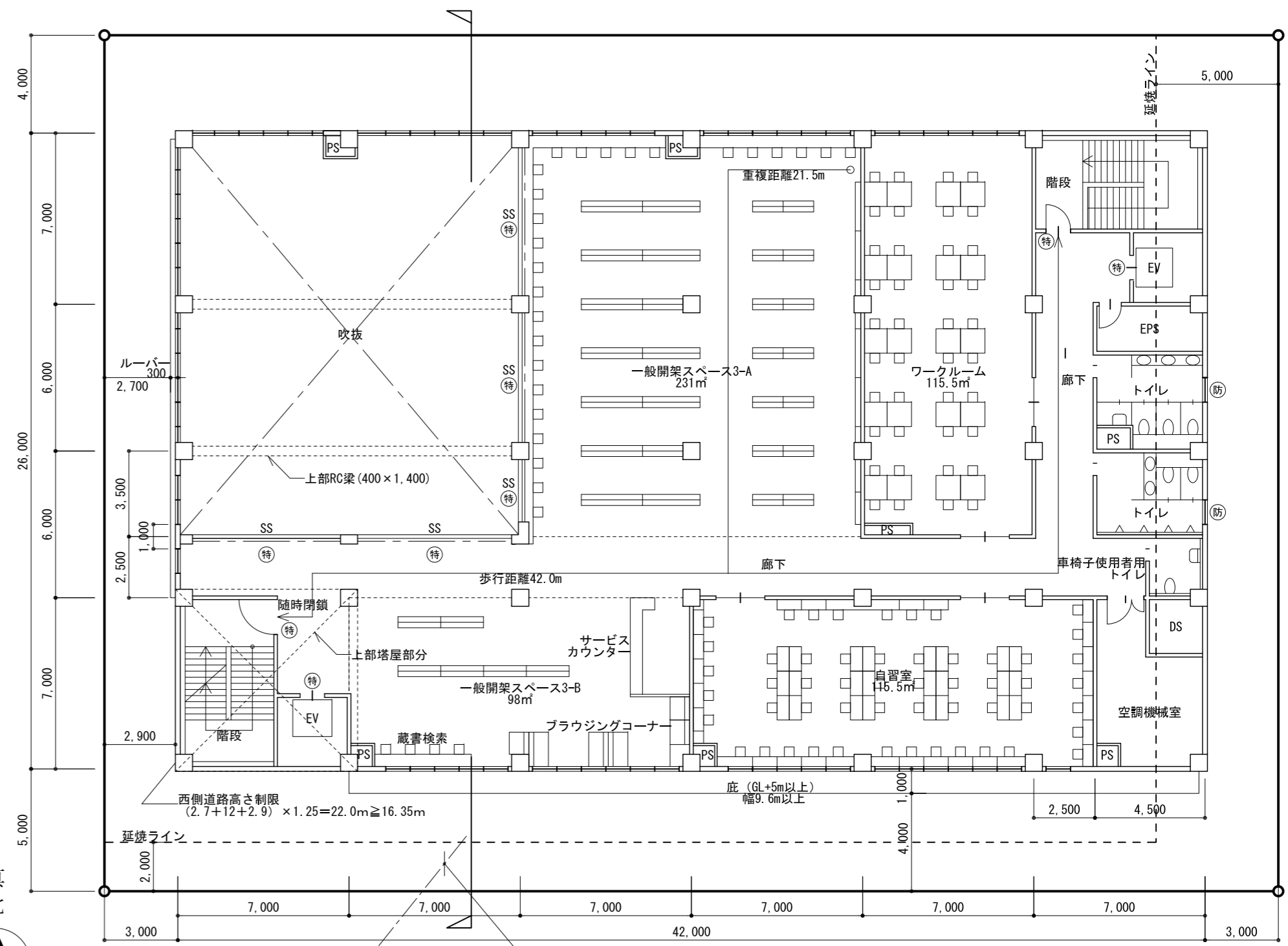
記

1. 標準解答例は、試験の透明性を高めるとともに、建築士を志す者に対して、習得すべき知識及び技能（一級建築士として備えるべき「建築物の設計に必要な基本的かつ総合的な知識及び技能」をいう。）の目安を示す資料として、当センターに設置された試験委員会で作成されたものです。なお、設計条件のうち今回の試験において不十分な答案が多かった「道路高さ制限、北側高さ制限」、「延焼のおそれのある部分の位置（延焼ライン）と防火設備の設置」等に関する一つの考え方をこの標準解答例に示していますので参考としてください。この標準解答例は、インターネット上の当センターのウェブサイト（URL <https://www.jaeic.or.jp/>）に掲載します。なお、標準解答例は、合格水準の標準的な解答例を示すことを意図したものです。
2. 計画の要点等については、公表することにより、解答パターンが定型化するなど、適正な試験実施に影響を及ぼすことが想定されることから、公表しておりません。
3. この標準解答例を転載・複製等する場合は、当センターの許諾を得てください。
4. この標準解答例に対する質問・問合せについては、一切お答えいたしません。

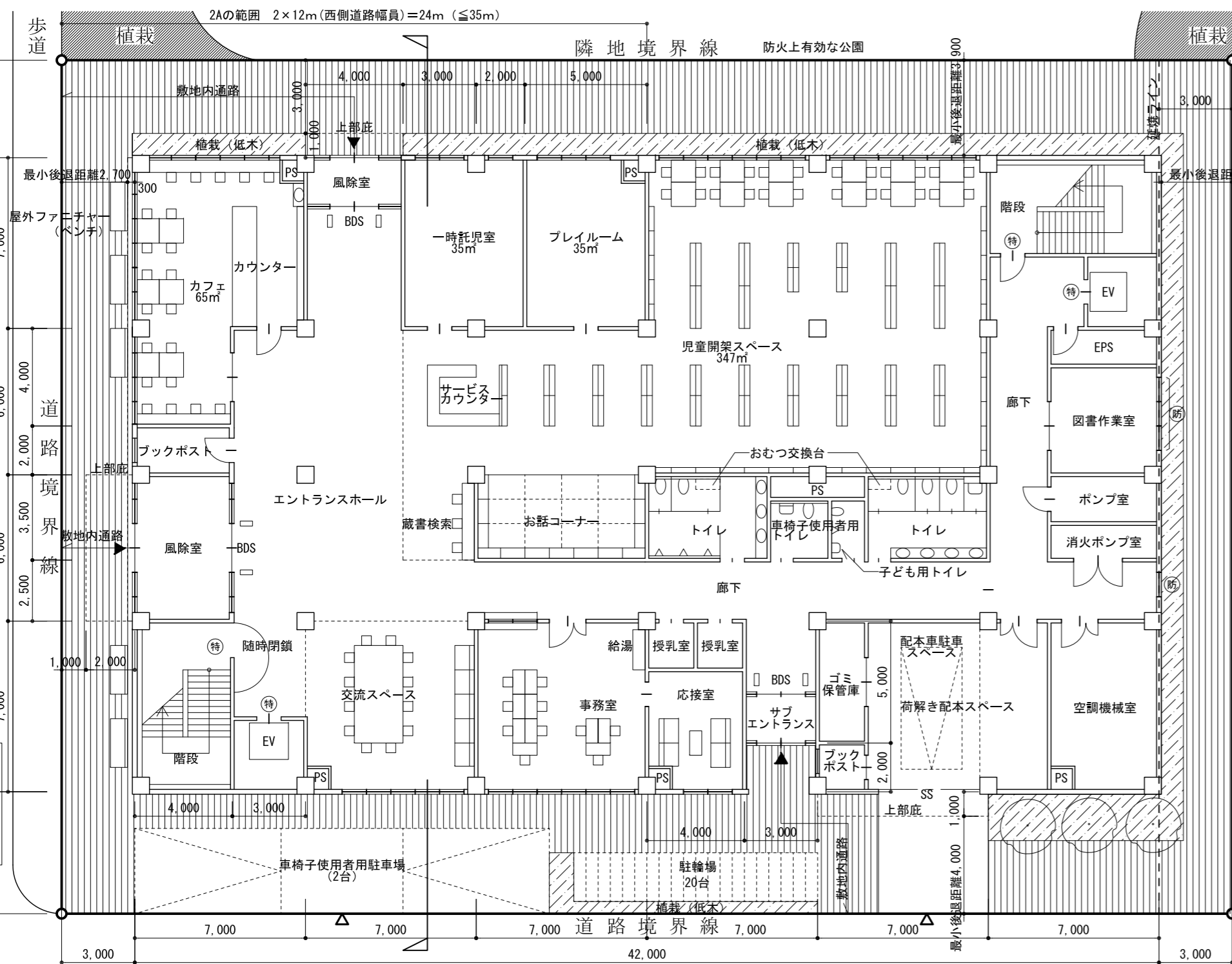
2階平面図 縮尺1/200



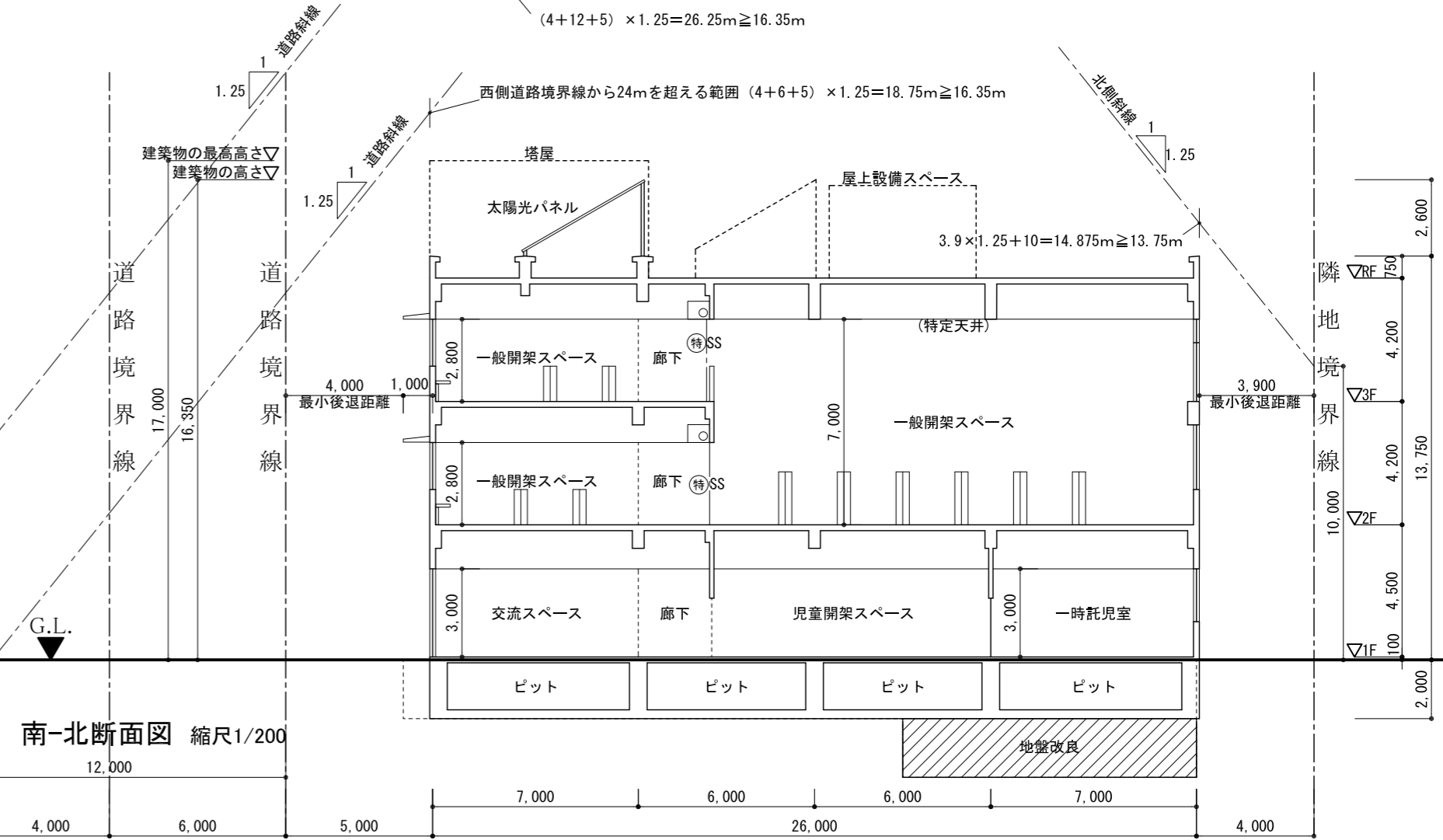
3階平面図 縮尺1/200



個人利用の目的以外には、当センターに無断で転載・複製することを禁じます。



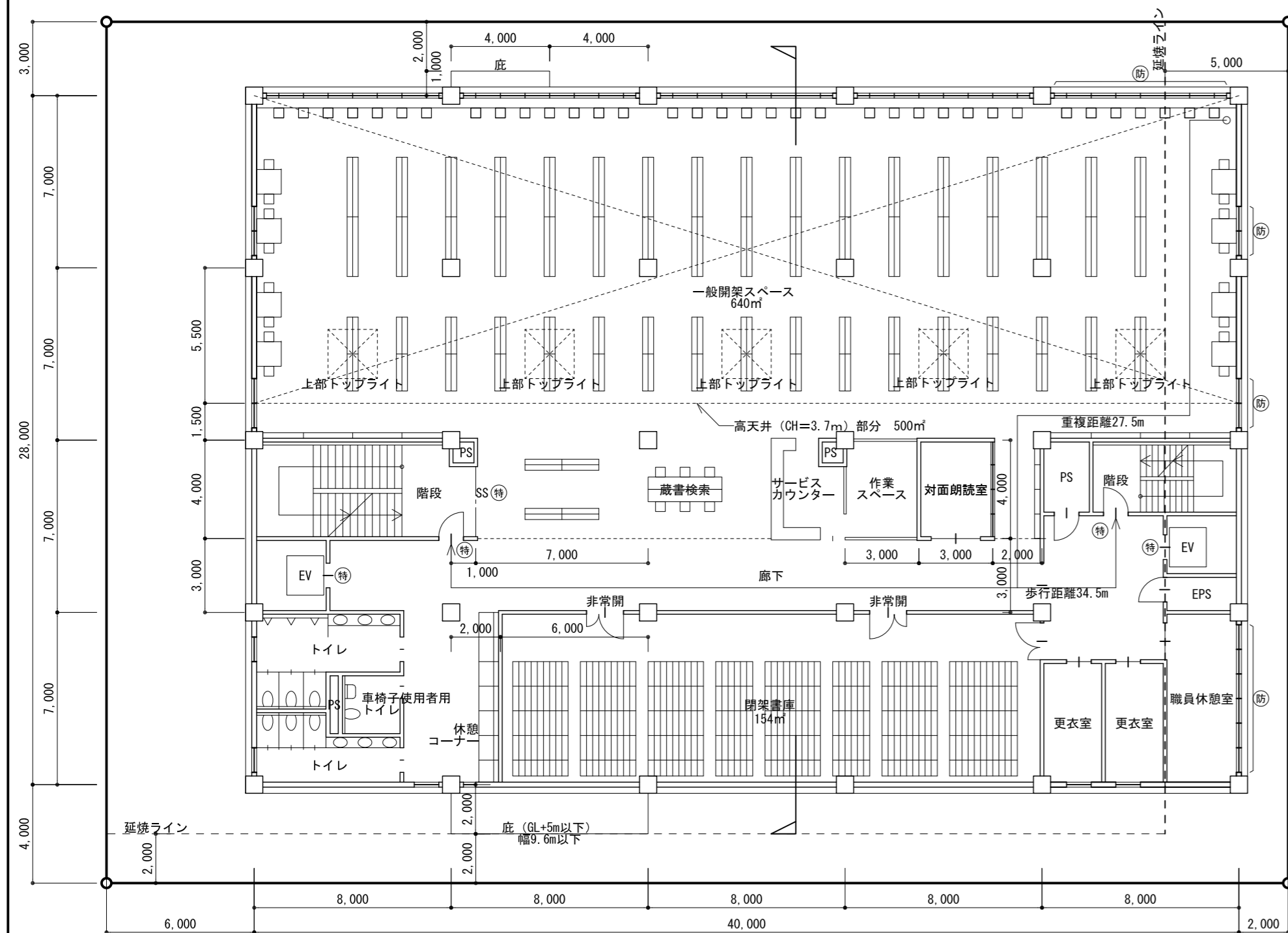
1階平面図・配置図 縮尺1/200



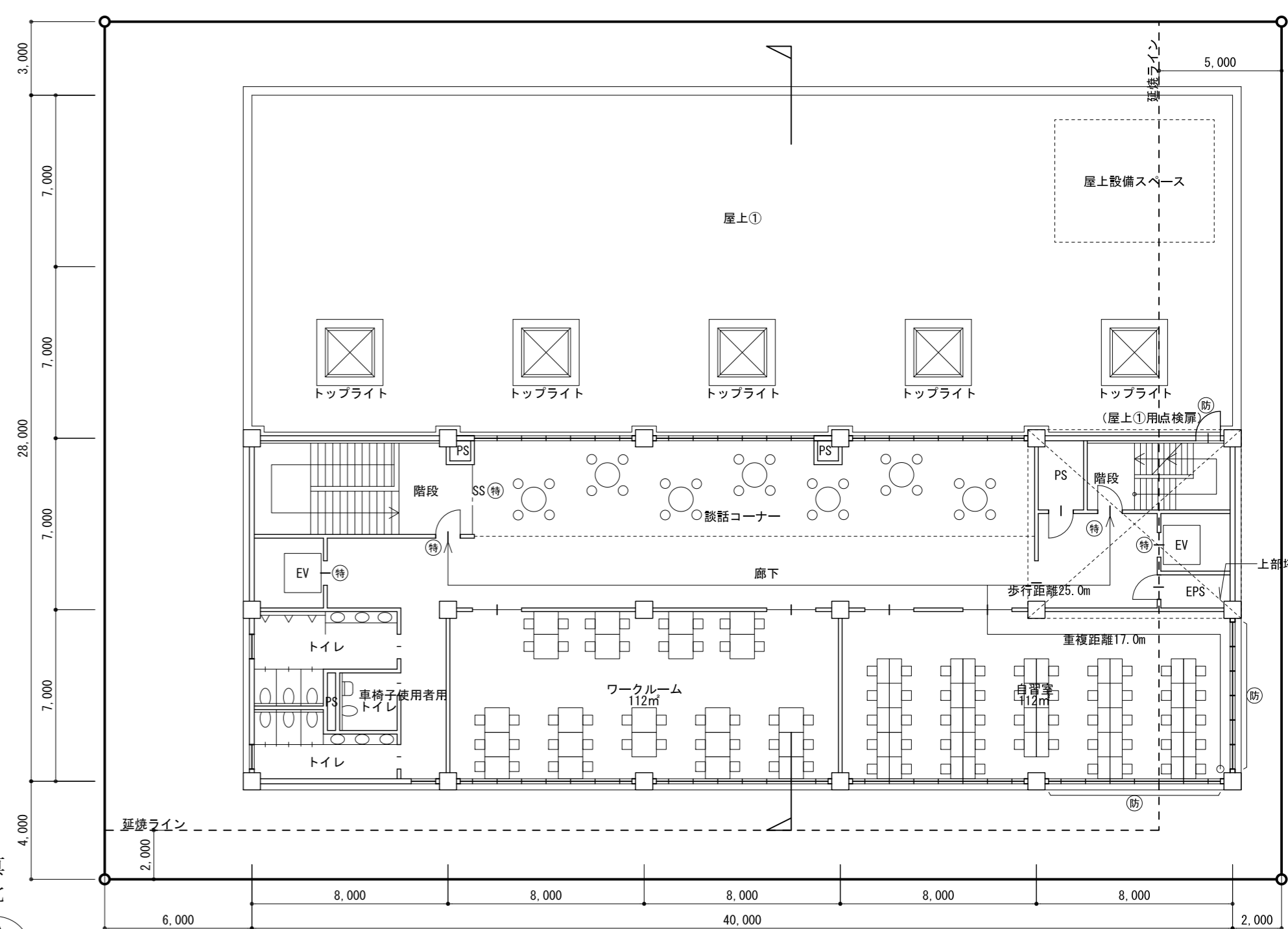
南-北断面図 縮尺1/200

凡例	耐火構造の壁、柱、床、及び梁	特定防火設備	SS	建築基準法第2条第九号の「ロ」に規定する防火設備	標準解答例①	(この標準解答例は、合格水準の標準的な解答例を示すことを意図したものです。)	
面積表	(算定式及び合計) $42 \times 26 + 1 \times 6 =$				1,098.0 m ²	●今後の学習に向けて 以下は設計条件のうち、法令に関する内容の一部を示したものであり、今後の学習の参考として下さい。 【北側高さ制限】 本課題の敷地は、第二種中高層住居専用地域であり、日影による中高層の建築物の高さ制限はないため、建築基準法第56条第1項第三号の規定により、北側高さ制限が適用される。(敷地の北側は公園であるが、建築基準法施行令第135条の4の規定による緩和は適用されない。) 【道路高さ制限】 本課題の敷地は、第二種中高層住居専用地域で、道路高さ制限の斜線勾配は1.25、容積率は300%である。建築基準法第56条第1項第一号、第二項、別表第三の規定により、「前面道路の反対側の境界線から計画建築物の最小後退距離に相当する距離だけ側の線」から水平距離25m以下の範囲において道路高さ制限が適用される。 なお、南側道路高さ制限は、建築基準法施行令第132条の規定により、断面図の切斷位置が西側道路境界線から24m以内であるため、道路幅員を12mとみなして算定した。また、当該規定が適用されない部分についても適合である旨を記した。 【延焼のおそれのある部分】 建築基準法第2条第六号の規定により、建築物の外壁の開閉部で延焼のおそれのある部分に該当する箇所について、東側隣地境界線及び南側道路中心線から延焼のおそれのある部分までの距離を記入し、延焼ラインを破線で図示した。(北側は「防火上有効な公園」のため、延焼のおそれのある部分が発生しない。)敷地が準防火地域に指定されているため、「延焼のおそれのある部分」にある開口部を防火設備とした。	
3階	(算定式及び合計) $42 \times 26 - 14 \times 16.5 =$				861.0 m ²		床面積の合計
2階	(算定式及び合計) $42 \times 26 =$				1,092.0 m ²		
1階	(算定式及び合計) $42 \times 26 - 3 \times 2 =$				1,086.0 m ²		3,039.0 m ²
一般開架スペース	(算定式及び合計) $14 \times 16.5 + 14 \times 7 =$				329.0 (3F)		
児童開架スペース	(算定式及び合計) $14 \times 16.5 + 14 \times 7 - 3.5 \times 3 =$				318.5 (2F)		
児童開架スペース	(算定式及び合計) $24 \times 13 + 10 \times 3.5 =$				347.0 m ²		

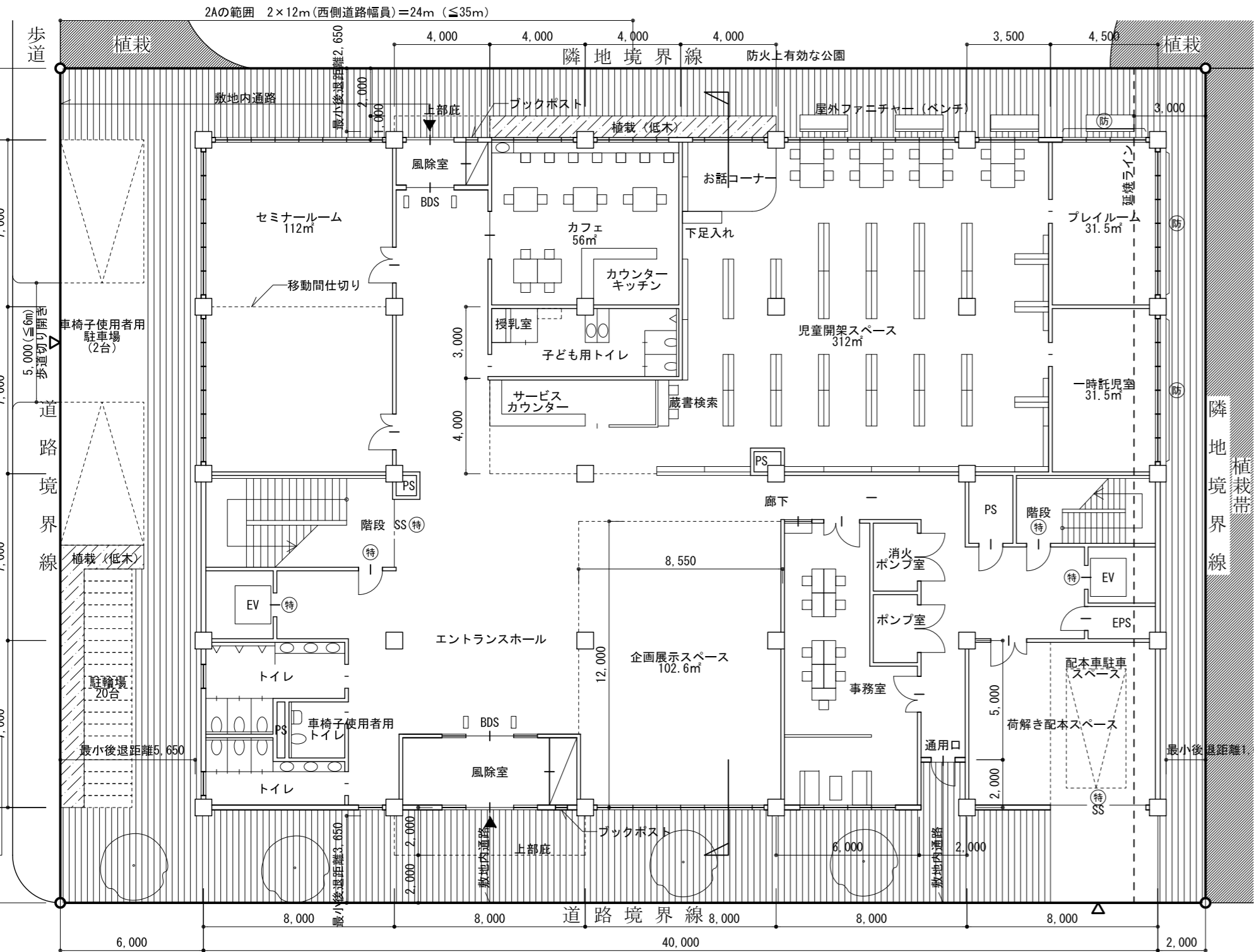
2階平面図 縮尺1/200



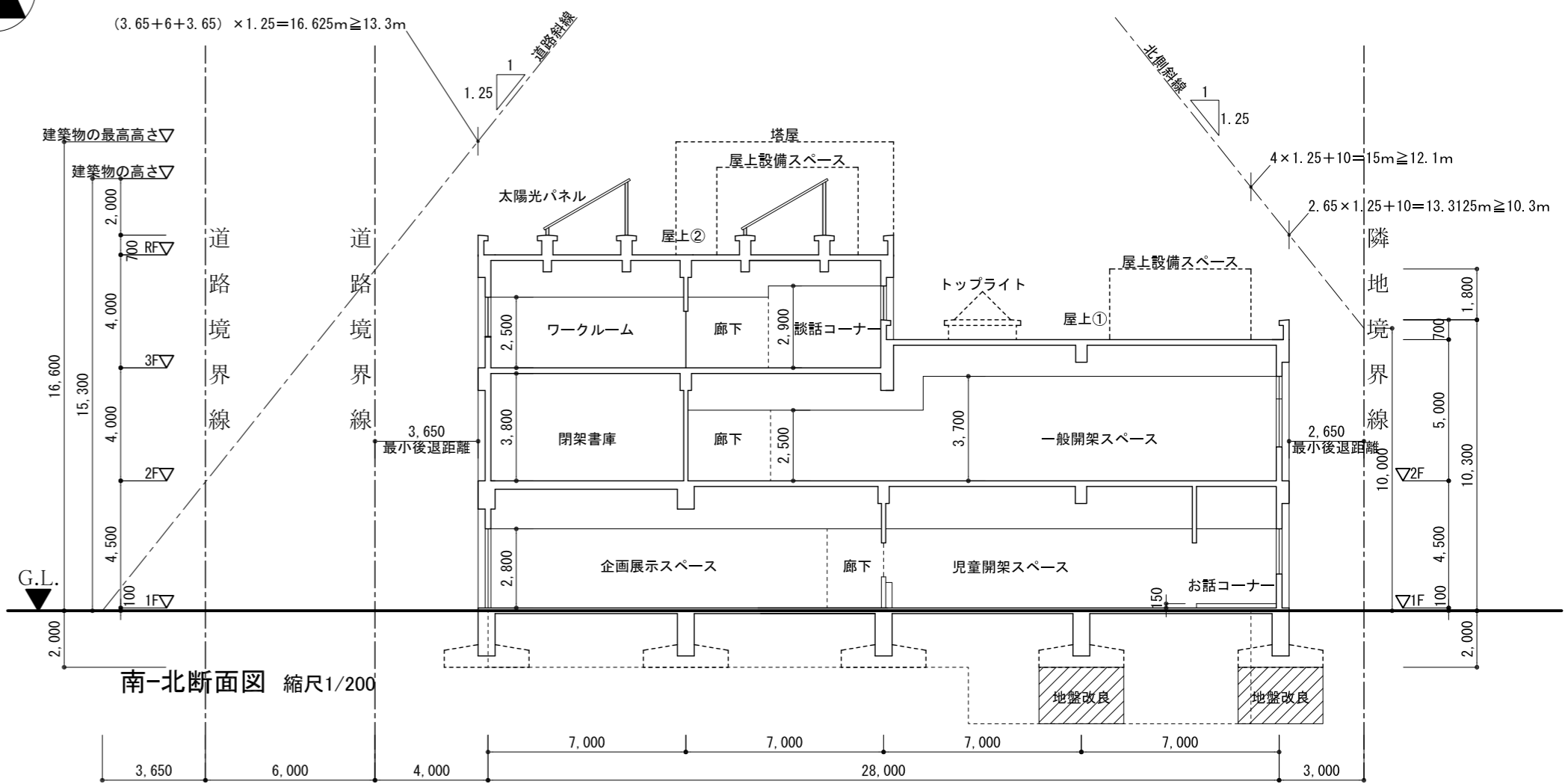
3階平面図 縮尺1/200



個人利用の目的以外には、当センターに無断で転載・複製することを禁じます。



1階平面図・配置図 縮尺1/200



南-北断面図 縮尺1/200

面積表		床面積の合計	
3階	(算定式及び合計) 40 × 28 + 8 × 1 = 560.0 m ²	1,128.0 m ²	
2階	(算定式及び合計) 40 × 14 = 560.0 m ²		
1階	(算定式及び合計) 40 × 28 = 1,120.0 m ²		
一般開架スペース	(算定式及び合計) 40 × 14 + 23 × 4 - 3 × 4 = 640.0 m ²	2,796.0 m ²	
児童開架スペース	(算定式及び合計) 20 × 14 + 8 × 4 = 312.0 m ²		

標準解答例② (この標準解答例は、合格水準の標準的な解答例を示すことを意図したものです。)

●今後の学習に向けて
以下は設計条件のうち、法令に関する内容の一部を示したものであり、今後の学習の参考として下さい。

【北側高さ制限】
本課題の敷地は、第二種中高層住居専用地域であり、日影による中高層の建築物の高さ制限はないので、建築基準法第56条第1項第3号の規定により、北側高さ制限が適用される。(敷地の北側は公園であるが、建築基準法施行令第135条の4の規定による緩和は適用されない。)

【道路高さ制限】
本課題の敷地は、第二種中高層住居専用地域で、道路高さ制限の斜線勾配は1.25、容積率は300%である。建築基準法第56条第1項第一号、第2項、別表第3の規定により、「前面道路の反対側の境界線から計画建築物の最小後退距離に相当する距離だけ外側の線から水平距離25m以下の範囲において道路高さ制限が適用される。」
なお、南側道路高さ制限は、断面図の切斷位置が西側道路境界線から24mを超えていることから、建築基準法施行令第132条の規定が適用されない部分なので、道路幅員を6mとして算定した。

【延焼のおそれのある部分】
建築基準法第2条第6号の規定により、建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に該当する箇所について、東側隣地境界線及び南側道路中心線から延焼のおそれのある部分までの距離を記入し、延焼ラインを破線で図示した。(北側は「防火上有効な公園」のため、延焼のおそれのある部分が発生しない。)敷地が準防火地域に指定されているため、「延焼のおそれのある部分」にある開口部を防火設備とした。